

## 議案第80号 小松島市事務分掌組織条例の一部を改正する条例について

《改正の趣旨》

組織改編を行い、新たに危機管理部を設置するとともに、産業建設部の分掌事務の充実強化及び明確化を図るため、同部を産業振興部と都市整備部に分割するもの。

小松島市事務分掌組織条例(昭和48年小松島市条例第23号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
<p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定により、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を置く。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) <u>産業建設部</u></p> <p>第2条 部の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務部 (ア)～(ケ) (略)</p>	<p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定により、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を置く。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>危機管理部</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) <u>産業振興部</u></p> <p>(6) <u>都市整備部</u></p> <p>第2条 部の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務部 (ア)～(ケ) (略)</p> <p>(2) <u>危機管理部</u> <u>危機管理に関する業務</u></p>	<p>追加 改正 改正 改正 追加         追加</p>

<p><u>(2)</u> 市民環境部  (ア)～(カ) (略)</p> <p><u>(3)</u> 保健福祉部  (ア)～(エ) (略)</p> <p><u>(4)</u> 産業建設部  (ア) 農林業及び水産業に関する業務  (イ) 商工業，港湾及び観光に関する業務  <u>(ウ) 建築及び住宅に関する業務</u>  <u>(エ) 道路，河川及び砂防に関する業務</u>  <u>(オ) 都市計画，区画整理及び下水道に関する業務</u>  <u>(カ) 自転車競技に関する業務</u></p>	<p><u>(3)</u> 市民環境部  (ア)～(カ) (略)</p> <p><u>(4)</u> 保健福祉部  (ア)～(エ) (略)</p> <p><u>(5)</u> 産業振興部  (ア) 農林業及び水産業に関する業務  (イ) 商工業，港湾及び観光に関する業務</p> <p><u>(ウ) 自転車競技に関する業務</u></p> <p><u>(6)</u> 都市整備部  <u>(ア) 建築及び住宅に関する業務</u>  <u>(イ) 道路，河川及び砂防に関する業務</u>  <u>(ウ) 都市計画，区画整理及び下水道に関する業務</u>  <u>(エ) 入札，契約及び工事検査に関する業務</u></p>	<p>改正</p> <p>改正</p> <p>改正</p> <p>削る</p> <p>削る</p> <p>削る</p> <p>改正</p> <p>追加</p>
---	---	---